

## 研究方法と研究体制

### (1) 障がいを種類別にわけ、専門性を高めるための障がい別研究

部会員は、「知的障がい児教育部門」「情緒障がい児教育部門」「言語障がい児教育部門」「肢体不自由児教育部門」「病虚弱児教育部門」「弱視児教育部門」のいずれかに所属して研究を深める。所属については個人の自由な選択によるが、できるだけ各会員が担当している学級と関連を持たせることが望ましい。

また、通常学級に在籍していて、個別に支援が必要な児童・生徒（例えば、高機能自閉症、学習障がい、ADHDなど）への指導方法を、通常学級を担任している先生方と一緒に探っていくため、軽度発達障がいの研究グループを情緒部門の一つのグループに位置づけて、研究を進めていく。

### (2) 障がい児教育全般にかかわる共通の課題、基礎基本について研究する共通研究

部会研究員をチーフとして各部門から研究推進委員を選出し、委員会を組織して研究推進にあたる。各部会員のニーズや研究テーマに沿った実技研・理論研を企画運営する。

### (3) 障がい児の実態に応じた教育課程の研究

教育課程を作成担当する部門から6名の委員を選出し、障がい別の教育課程を作成する。

### (4) その他

必要に応じて研究グループを編成したり小委員会を設置したりしながら研究活動を行う。

これらの研究の具体的な企画・調整・運営については、それぞれの推進委員会があたる。